

極秘  
部内  
号

了了石山  
トウチ  
後官審議官

ハ

北東アジア課

対韓有償援助の供与について

37. 10. 25  
北東アジア課

10月25日午前、本件について後官審議官が

沢本経済協力局 経済協力課長から聴取

せると、次のとおり。

1. 韓国に対し 1億ないし 1億5,000万ドル

を長期低利の借款として与える場合、海

外経済協力基金を利用するときは、現

在国基金は約 [redacted] 円あるが、そのうち約

[redacted] はすでに使用先が確定しており、

一般会計より産校会計に振込み、さらに

同基金に支出するという予算措置が必要

となる。それに対して輸銀の方は十分

資金があり、[redacted] ないし [redacted] 程度

支出する余裕はある。輸銀による融資は通

常市中銀行との協調融資であり、金利は

[redacted] 程度となる（輸銀は [redacted]、市中銀行は

大体 [redacted]）がインドに対する借款の如く

輸銀のみによる借款も可能で、その場合は

金利は [ ] まで下げられ、期間も [ ] 年とする。

ことは困難ではない。

2. 対韓借款<sup>と</sup>口頭で約束し、実施すること

については、口頭了解のみであれば直接借

款を与えることが不可能で、また基金も使

えない。従って、輸銀の融資による起振

枠の供与となり、個々の契約のうちから信

用度や保証等について通常の基準により

判断して選択することとなるので、国交正常化

前は信用調査も出来ないと、事実上動かす

ことはできないだろう。

しかし、締結當時には頭了解を与えてお

いて内交正常化後に借款協定を締結する

趣旨

ならば無理なく実施できると思う。その際

予算の範囲内で融通の理新を以て

に借款協定自体を国会通過させる必要が

ないことは他の借款協定の例の如くである。